

201214010A

厚生労働科学研究費補助金
医療技術実用化総合研究事業

臨床研究・治験における大規模災害時の
対応指針の作成に関する研究

平成24年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 武田和憲

平成25年（2013）年3月

目 次

構成員名簿	1
I. 総括研究報告	
臨床研究・治験における大規模災害時の対応指針の作成に関する研究.....	2
武田和憲	
(資料1) 医療機関における大規模災害時の臨床研究・治験対応マニュアルひな形 (素案)	9
(資料2) 希少疾患を対象とした医師主導型治験における大規模災害時対応について (素案)	17
(資料3) 臨床研究・治験における大規模災害による計画停電・大規模停電への 対応マニュアル (素案)	19
(資料4) 大規模災害への対応マニュアルの作成にあたって考慮すべき事項 (治験依頼者) (素案)	25
(資料5) 原資料・必須資料・データバックアップのための方策 (素案)	31
II. 分担研究報告	
東日本大震災が臨床研究・治験に及ぼした影響に関する検証.....	35
武田和憲、楠岡英雄、山本 学、石橋寿子、田代志門、渡邊裕司、高見和夫、一木龍彦、 赤堀 眞、椿 敦、水沼周市	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表.....	43

構成員名簿

区分	氏名	所属機関	職名
研究代表者	武 田 和 憲	(独) 国立病院機構仙台医療センター臨床研究部	部長
研究分担者	楠 岡 英 雄 山 本 学 石 橋 寿 子 田 代 志 門	(独) 国立病院機構大阪医療センター 日本医師会治験促進センター・研究事業部 聖路加国際病院・研究管理部 昭和大学研究推進室	院長 部長 C R C 講師
研究協力者	渡 邊 裕 司 高 見 和 夫 一 木 龍 彦 赤 堀 眞 椿 敦 水 沼 周 市	浜松医科大学臨床薬理学講座 日本製薬工業協会医薬品評価委員会臨床評価部会 日本CRO協会 日本医療機器産業連合会臨床評価委員会 日本SMO協会 (独) 国立病院機構仙台医療センター薬剤科	教授 推進委員 副会長 委員長 理事 副薬剤科長

臨床研究・治験における大規模災害時の対応指針の作成に関する研究

研究代表者 武田 和憲（独）国立病院機構仙台医療センター臨床研究部長

研究要旨

東日本大震災が治験に及ぼした影響の調査報告をもとに様々な角度から問題点を検証した。急性期は依頼者側との連絡も困難で混乱した時期であり、医療機関側が自律的に行動し乗り切る必要がある。また、急性期を過ぎた後も被験者の安否確認や治験の継続、IRBの開催等の問題があり、事前の備えすなわち大規模災害に対するマニュアルの整備がきわめて重要である。大規模災害対策マニュアルは依頼者側でも必須であり、治験実施医療機関側との摺り合わせを行い、行動基準を相互に理解しておく必要がある。また、治験薬を安定的に供給すること、搬入困難を想定した予備の治験薬を医療機関側に配置することが望まれる。希少疾患を対象とした医師主導型治験は規模も小さく大規模災害が発生すると企業等のバックアップも受けられず被験者の安全性確保が困難になる恐れがある。治験担当医師や治験調整事務局の代替なども含めて事前の調整が必要であろう。大規模停電や計画停電に対する備えも重要で非常用電源の設置や治験資材の温度管理、被験者の来院調整など事前準備が大切である。治験におけるデータの信頼性の確保については、いかにデータをバックアップするかが課題となるが、紙カルテから電子カルテ、さらに治験関連文書の電磁的保存等現在整備が進められているところであり、今後数年で改善が見込める領域であろう。本研究班ではこれらの課題をふまえながら臨床研究・治験における大規模災害時の対応指針素案を作成した。

研究分担者氏名・所属研究機関名及び所属研究機関における職名

楠岡英雄・国立病院機構大阪医療センター・院長
山本 学・日本医師会治験促進センター研究事業部・部長
石橋寿子・聖路加国際病院研究管理部・CRC
田代志門・昭和大学研究推進室・講師

研究協力者

渡邊裕司・浜松医科大学臨床薬理学講座・教授
高見和夫・日本製薬工業協会医薬品評価委員会臨床評価部会・推進委員
一木龍彦・日本CRO協会・副会長
赤堀 眞・日本医療機器産業連合会臨床評価委員会・委員長
椿 敦・日本SMO協会・理事
水沼周市・（独）国立病院機構仙台医療センター・副薬剤科長

A. 研究目的

2011年3月に発生した東日本大震災は東北地方の太平洋沿岸を中心とした巨大地震と大津波により未曾有の大規模被害をもたらした。さらに東京電力福島第一原子力発電所における事故により周辺住民は避難を余儀なくされ、2年経過した現在も除染が進まない現状にある。この大規模震災では電気・ガス・水道などの生活インフラはもとより東北自動車道を含む交通の寸断、東北新幹線の長期にわたる不通、仙台空港の閉鎖などあらゆるインフラが破壊された。これら一連の激甚災害は治験や臨床研究の実施に多大な影響を及ぼしたと推察される。平成23年度厚生労働科学研究費補助金研究事業「東日本大震災が治験等に及ぼした影響の調査と今後の対策に関する研究」班（班長楠岡英雄）において被災地域および被災地域以外の基幹病院、日本医師会治験促進センター、SMO協会等の協力を得て、全国規模のアンケート調査を行い、東日本大震災が治験に及ぼした影響について報告した。また、日本製薬工業協会、医療

機器産業連合会も治験を依頼する側として東日本大震災の影響を調査し、研究班に報告している。しかし、当該研究班においては具体的な対策作成にまで至らなかったため、平成24年度は新たに「臨床研究・治験における大規模災害時の対応指針の作成に関する」研究班が組織された。本研究班では対応指針を作成するために楠岡班の全国調査報告を検証し、対応指針を作成することを目的とする。

B. 研究方法

東日本大震災が治験等に及ぼした影響の調査と今後の対策に関する研究班がまとめた全国アンケート調査および聞き取り調査、日本製薬工業協会、日本医療機器産業連合会による調査資料をもとに検証を行い、これに基づいて臨床研究・治験における大規模災害時の対応指針を作成する。平成24年度は調査資料をもとにした東日本大震災の影響の検証と対応指針の素案を作成する。

C. 研究結果

1. 東日本大震災が治験に及ぼした影響の検証

東日本大震災では被災地において治験実施医療機関、被験者、治験薬搬送、検査集配等に津波、大地震による直接的な被害がみられたが、被災地以外の地域においても治験業務にさまざまな影響が及んでいたことが明らかとなった。高速道路をはじめとした道路の寸断、新幹線を含めた鉄道の寸断、沿岸部の石油コンビナート破壊によるガソリン不足が物流の停滞をもたらし、治験薬供給遅延による在庫不足、治験の逸脱をもたらした。通信インフラの寸断は被験者の安否確認や医療機関側と依頼者側の連絡・情報共有を妨げた要因である。計画停電も治験薬の温度管理困難、モニターの移動制限やモニタリング実施困難など多大な影響を及ぼした。

治験においては依頼者側と治験実施医療機関側が相互に連絡・調整しながら被験者の安全確保に努めているが、東日本大震災のような大規模災害が発生した後は通信手段や交通機関の機能が喪失し、一定期間、医療機関と依頼者側の連絡・情報共有が遮断される。また、医療機関と被災した被験者の間でも連絡がとれない状況が発生する。したがって、発災後の一定期間、

治験実施医療機関は自律的に行動することが求められる。今回の大震災では治験スタッフの初動体制や治験資材管理、被験者の安否確認、依頼者側との連絡、治験の継続・中止の判断等に混乱が生じていた。その最大の要因は平常時の備えとしての「大規模災害時対応マニュアル」が未整備であったことによるものと思われる。実際、被災地域でも治験に関して防災マニュアルが整備されていたのは25%にとどまっていた。医療機関自体は防災マニュアルを策定し、災害時トリアージや被災者の受け入れを実施できる体制にあるが、大規模災害時には治験や臨床研究は相対的に優先順位が低くなり、後回しになってしまう危険性がある。治験や研究において大規模災害が発生した場合、もっとも重要なことは「被験者の安全性確保」である。臨床研究・治験における大規模災害対応マニュアルを整備しておくことは被験者の安全性確保のためのキーポイントである。治験の実施医療機関と依頼者側の連携や情報共有も被験者の安全性確保のために不可欠であるが、調査時点では依頼者側のマニュアルの整備状況も十分ではなかった。治験依頼者、実施医療機関ともにマニュアルを整備し、相互のマニュアルを理解し大規模災害時行動基準の合意を形成しておくことが重要である。

被験者の安全性の確保は安否確認から始まる。安否確認は治験コーディネーター(CRC)の重要な業務のひとつである。安否確認はCRCが中心になって担うことになるが、事前にデータベースを作成し、災害発生時に備えておくことが重要である。大規模災害時には被験者の中には避難所に移動したり、家族や親戚等の住む遠隔地に移動することもある。本人への電話連絡が困難であっても家族に連絡することで安否が確認できることもある。ただし、この場合は被験者の個人情報や家族や親族に開示することにもつながるため被験者の同意が必要であろう。被験者の被災状況を把握し、服薬状況、残薬の確認、治験薬服用による有害事象の把握が必要である。また、被験者にとって連絡の取りやすい連絡手段や連絡先を確認して継続して連絡を取り合うことが重要である。

大規模災害で問題になるのは治験の中止・継

続の判断であるが、事前に依頼者側と大規模災害発生時の行動基準を確認しておく必要がある。中止・継続の判断は被験者の被災状況、来院可能かどうかの確認、治験薬の在庫・新規搬入の可否など様々な要素を勘案して決定される。この際、緊急避難的なプロトコルの逸脱が許容されることもあり、柔軟な対応が求められる。治験薬は治験の枠内で提供することが原則であり、治験の継続が困難な場合には治験を中止して通常診療に切り替える。しかし、代替薬が無く、治験薬の中止が生命維持に重大な影響を及ぼすものであれば中止基準に合致していても生命維持のため不可欠の条件をもって長期安全性試験への切り替えなど緊急避難としての継続もありうる。とくに稀少疾患に関しては治験薬の中止が重大な影響を及ぼすことも想定され、より柔軟な対応が求められる。

医療機関側で治験の実施体制に問題があり、治験の継続が困難な場合には、被験者に治験継続の希望を確認し、希望する場合にはIRBでの審議など一定の基準の下、当該試験を実施中の他施設への移管を検討することも可能であろう。今回の大震災では多くの施設でIRBの開催が延期されたり、中止となった。IRBの開催が困難で今後の開催が見込めない場合には実施医療機関の長は新たなIRBを選定することも可能である。被験者が不利益を被らないよう最大限の努力が必要である。

治験の依頼者側である企業としても今回の大震災の教訓を生かしてこれを事業継続計画に反映させ、大規模災害時の対応マニュアルを準備することは必須である。治験依頼者の対応次第では被災した治験実施医療機関をさらに混乱させることも想定される。また、治験中の被験者の安全性にまで影響を及ぼす可能性がある。対策マニュアルは組織内での周知と継続的な訓練実施が必要であろう。さらに、実施医療機関側とも協議を行い、行動基準の摺り合わせを行っておくことが重要である。また、依頼者側として大規模災害発生時の治験薬の安定供給は最重要課題である。治験薬の製造、輸入、管理、配送まで包括的に関係者、関係機関との間で取り決めを行い、万全を期すことが求められる。さらに、災害時の搬入遅延、困難を想定して十分な

治験薬を医療機関側に配置することも望まれる。

稀少疾患を対象とした医師主導型治験は企業主導型治験とは異なり、規模が小さく治験調整事務局や担当スタッフなどの基盤も脆弱である。疾患の特殊性から治験担当医師がきわめて限られることが想定され、それらの医師が被災地域への医療支援等に従事し不在となった場合の代替を考慮する必要がある。また、治験調整事務局が被災した場合を想定し、データのバックアップや代替の調整事務局を準備するなど事前の取り決めが重要である。

今回の大規模震災では被災地以外でも計画停電により様々な影響を受けた。CRCは可能な限り治験の継続に影響が及ばないよう事前にマニュアルを整備すべきである。被災地では大規模停電が長期に及ぶことも想定され、非常発電の準備とともに治験資材の温度管理などについて日頃から対策を考慮しておくことが望まれる。

大規模災害における治験データの信頼性確保の要点は原資料、必須資料等のバックアップにつきる。紙カルテ等の原資料は津波等で滅失すると復旧困難に陥り、治験データが失われる。そのため電子カルテの導入や電磁的保管が望まれるが、電磁的保存が行われていてもデータのバックアップがないと原資料、必須資料の喪失がおりうる。理想的には遠隔地へのバックアップ、医療機関が共用で利用できるバックアップサイトの構築が望まれる。現在、「医師主導型治験等の運用に関する研究班」において治験関連文書の電磁的記録についての法令上の整理が行われており、今後、関係者による治験関連文書の電磁的記録の授受・保存に関する認識の統一が図られるものと思われる。この大震災では交通機関の寸断などにより被災地へのモニターの移動制限があり、SDV業務や治験の進捗に影響を及ぼしたが、最近いくつかの施設で試みられているremote SDVを活用することでモニターが施設を訪問できない場合でも業務を遂行することが可能になるものと思われる。

2. 臨床研究・治験における大規模災害時の対応指針素案

東日本大震災が治験に及ぼした影響に関する調査の検証を経て、次の5項目について指針の

素案を作成した。すなわち、①医療機関における大規模災害時の臨床研究・治験対応マニュアルひな形、②希少疾患を対象とした医師主導型治験における大規模災害時の対応指針、③臨床研究・治験における計画停電・大規模停電への対応指針、④治験依頼者として大規模災害への対応マニュアルの作成にあたって考慮すべき事項、⑤大規模災害時のデータの信頼性の確保のための方策である。なお、各素案は資料として別途添付した。以下、要点を示す。

①臨床研究・治験における医療機関側の大規模災害対応マニュアルひな形

平常時の準備、急性期、亜急性期・慢性期に分けてマニュアルを作成した。

- 1) 大規模災害に備えて平常時から準備しておくべき臨床研究・治験管理体制
 - イ. 治験管理における大規模災害時の対応フローチャートの作成
 - ロ. 大規模災害を想定した被験者のデータベース作成（緊急連絡先、家族の連絡先を含む）
 - ハ. 治験参加カードへの緊急時連絡窓口の明記
 - ニ. 緊急時連絡窓口の設置
 - ホ. 大規模災害時の依頼者側との連絡方法
 - ヘ. 依頼者側との大規模災害時行動基準の合意
 - ト. 大規模災害発生後における依頼者側に連絡すべき事項
 - チ. 電源喪失に対する対応策
 - リ. 原資料・治験関連文書の喪失防止のための対策
- 2) 大規模災害発生後急性期の対応
 - イ. 臨床研究・治験管理における大規模災害発生時の初動体制
 - ロ. 大規模災害発生後の施設内での診療体制、薬剤処方等に関する情報確認
 - ハ. 被災被験者の安否確認（災害用伝言ダイヤル等を含む）
 - ニ. 依頼者側への医療機関の被災状況の連絡および情報共有
- 3) 亜急性期・慢性期の対応
 - イ. 被災被験者との連絡・安否確認の継続

ロ. 依頼者側との治験継続・中止に関する協議

ハ. IRBの開催

②希少疾患を対象とした医師主導型治験における大規模災害時の対応指針

- 1) 対象疾患が希少疾患であることに伴う対応
 - イ. 医師・医療機関に関して
 - ロ. 治験薬に関して
- 2) 医師主導型治験に伴う対応
 - イ. 医師・医療機関に関して
 - ロ. 治験調整事務局に関して

③臨床研究・治験における計画停電・大規模停電への対応指針

- 1) 計画停電への対応
 - イ. 被験者の居住区域が計画停電の場合
 - ロ. 治験実施施設が計画停電の場合
- 2) 大規模停電への対応
 - イ. 予定外の大規模停電が発生した場合
 - ロ. 事前に予定される大規模停電の場合

④治験依頼者として大規模災害への対応マニュアルの作成にあたって考慮すべき事項

- 1) 災害対応準備
 - イ. 治験依頼者の社内で準備する事項（社内での災害対策準備、治験薬の安定供給方策、コールセンター等）
 - ロ. 対医療機関に実施する事項（連絡ルートの確保、災害対策に関する調査）
 - ハ. 対外部委託機関（連絡先の確認、災害対策に関する調査）
- 2) 大規模災害発生時
 - イ. 治験依頼者の災害対応（治験依頼者内の復旧への対応、医療機関、委託機関の被災状況の確認、治験薬の供給ラインの確認と対策）
 - ロ. 対医療機関（医療機関との連絡ルートの確認と被災状況の確認、治験継続の可否の検討、治験薬の供給、安全性情報の授受方法、検査代替手段の検討、原資料の逸失等への対応）
 - ハ. 対外部委託機関（委託機関への連絡ルー

トの確認、委託業務継続可否の確認)

⑤大規模災害時のデータの信頼性の確保のための方策

- 1) 電磁的記録の保管の必要性
- 2) 一時的なデータの退避の考慮点
- 3) 遠隔地バックアップの考慮点
 - イ. 手順に関する項目
 - ロ. 必要となる設備等に関する費用
 - ハ. 運用等に関する項目
- 4) 遠隔地バックアップの定義
- 5) 共用バックアップサイトの構築

D. 考察

対応指針作成の基本方針策定のために「東日本大震災が治験等に及ぼした影響についての調査報告書」(楠岡班、平成23年度)をもとに治験や被験者対応に関する大震災の影響について検証を行った。今回の大震災では治験スタッフの初動体制や被験者の安否確認、依頼者側との連絡、治験の継続・中止の判断等に混乱が生じていた。その最大の要因は自律的行動基準としての「大規模災害時対応マニュアル」が未整備であったことによるものと思われた。また、大規模災害時には実施医療機関と依頼者側の連絡と情報共有が必須であるが、事前からそれぞれの行動基準を確認し調整しておくことが重要である。

こうした検証結果を踏まえて指針を作成することとした。指針は、①医療機関における大規模災害時の臨床研究・治験対応マニュアルひな形、②希少疾患を対象とした医師主導型治験における大規模災害時の対応指針、③臨床研究・治験における大規模停電・計画停電への対応指針、④治験依頼者として大規模災害への対応マニュアルの作成にあたって考慮すべき事項、⑤大規模災害時のデータの信頼性の確保のための方策に分けて素案を作成した。

とくに大規模災害が発生した場合、もっとも重要なことは「被験者の安全性確保」である。そのためには災害発生早期から被験者の安否確認を電話、メール等多面的に行い、被験者側からも連絡が可能なよう災害伝言ダイヤルの設置なども考慮すべきである。

大規模災害で問題になるのは治験の中止・継続

の判断であるが、事前に依頼者側と大規模災害発生時の行動基準を確認しておく必要がある。治験薬は治験の枠内で提供することが原則であり、治験の継続が困難な場合には治験を中止して通常診療に切り替えるべきである。しかし、代替薬が無く、治験薬の中止が生命維持に重大な影響を及ぼすものであれば中止基準に合致していても生命維持のため不可欠の条件をもって長期安全性試験への切り替えなど緊急避難としての継続もありうる。この他、IRBの開催困難などへの対処もマニュアルに記載するべきであろう。こうした一連の対応はこれまで検討されてこなかったことであり、規制当局とも調整の上、マニュアルに盛り込んでいきたいと考えている。

現在、大規模災害対応指針の素案作成の段階であるが、大規模災害が発生した際のデータの信頼性確保については、医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業「医師主導治験等の運用に関する研究」班において治験関連文書の電磁的記録と保存に関して検討が行われているためこの報告を待って再度素案を検討したい。また、次年度8月を目処に最終試案を作成し、広く意見を聴取したいと考えている。

E. 結論

東日本大震災が治験に及ぼした影響の調査報告をもとに様々な角度から問題点を検証した。急性期は依頼者側との連絡も困難で混乱した時期を医療機関側が自律的に行動し乗り切る必要がある。また、急性期を過ぎた後も被験者の安否確認や治験の継続、IRBの開催等の問題があり、事前の備えすなわち大規模災害に対するマニュアルの整備がきわめて重要である。

こうした検証結果を踏まえて指針の素案を作成した。指針素案は、①医療機関における大規模災害時の臨床研究・治験対応マニュアルひな形、②希少疾患を対象とした医師主導型治験における大規模災害時の対応指針、③臨床研究・治験における大規模停電・計画停電への対応指針、④治験依頼者として大規模災害への対応マニュアルの作成にあたって考慮すべき事項、⑤大規模災害時のデータの信頼性の確保のための方策の5項目に分けて分担作成した。平成25年度に指針を完成させて公表する予定である。

(参考文献)

1. 楠岡英雄. 厚生労働科学研究費補助金医療技術実用化総合研究事業 東日本大震災が治験等に及ぼした影響の調査と今後の対策に関する研究平成23年度総括研究報告書.

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出頭・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

[資料1]

医療機関における大規模災害時の臨床研究・治験対応マニュアルひな形

（素案）

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災はマグニチュード9.0の大きな揺れによる建造物の倒壊や液状化現象に加え、巨大津波や福島第一原子力発電所のメルトダウンによる放射能汚染など複合的に甚大な被害をもたらした。死者・行方不明者は2万人を数え、多くの被災者が避難を余儀なくされた。鉄道、道路の寸断は交通インフラの機能停止を招き、燃料不足と相まって物流に大きな被害を及ぼした。大規模停電と通信回線の寸断、基地局の破壊により通信も困難となり、被災地との連絡が不可能になった。一方、被災地以外でも電力供給能力の低下のために計画停電が実施され、多大な影響を受けた。

沿岸部の被災地域では病院自体が巨大津波にのみ込まれたところもあり、多大な人的被害を招いたが、人的被害は免れても津波のために低層階が破壊され機能停止となった施設も多かった。内陸部では津波の影響はなかったものの、建造物の被災や大規模停電、交通・通信インフラ破壊により診療機能が大幅に低下し、押し寄せる被災患者の対応に難渋した。発災直後は病院全体で緊急トリアージ体制が敷かれ、被災患者への対応に追われており、治験どころではない状況も生じていた。こうした中で研究・治験の被災被験者の安否確認も継続して行われたが、連絡が取れない事例、治験の継続が困難となった事例もみられた。一方で、治験依頼者側との連絡不通、治験薬搬入困難などの状況が発生した。発災後1週間以降の亜急性期では、電気、通信、道路などのインフラの回復がはじまり、患者の安否確認も進展したが、治験や臨床研究を継続できるか中止とせざるを得ないかの判断を迫られることになり、依頼者側との綿密な連携が不可欠であった。

治験の継続が困難な場合には原則として治験を中止して通常診療に切り替える。しかし、オーファンドラッグや新規抗癌剤など治験中止が被験者の生命予後に重大な影響を及ぼす治験薬・機器もあり、現場では混乱が生じた。大規模災害時の治験対応において「被災被験者の安全性確保」は最優先されるべきものと考えられるが、大規模災害に対する病院としての対応マニュアルは整備されていても臨床研究や治験における被験者の安全性確保を目的とした大規模災害対応マニュアルは未整備のところが多く、マニュアル整備は喫緊の課題である。研究・治験の実施医療機関側と依頼者側の連携も不可欠であり、依頼者側も災害対策マニュアルの整備を急ぐ必要がある。相互にそれぞれのマニュアルを理解し大規模災害時行動基準の合意を形成しておくことが重要である。この他、大規模停電時の対応方針や、データの信頼性確保として原資料・必須資料の保管、データのバックアップが課題となるが、別項の指針を参照されたい。

本マニュアルは災害のフェーズに分けてそれぞれの時点で整備すべき内容を網羅している。施設によって様々な事情があり一律に同じ内容でマニュアルを整備することが困難なことも想定される。本マニュアルを「雛形」として参照していただき、各施設にあった「臨床研究・治験における大規模災害対応マニュアル」を一日も早く整備していただきたいと願っている。

目 次

災害のフェーズと対応指針	11
1. 大規模災害に備えて平常時から準備しておくべき治験管理体制	11
1-1 大規模災害時の対応フローチャートの作成	
1-2 大規模災害を想定した被験者のデータベースの作成	
1-3 治験参加カードへの緊急時連絡窓口の明記	
1-4 緊急時連絡窓口	
1-5 大規模災害時の依頼者・モニターとの連絡方法	
1-6 依頼者側との大規模災害時行動基準の合意	
1-7 大規模災害発生後における依頼者に連絡すべき事項についての取り決め	
1-8 電源喪失に対する対応策（非常用電源など）	
1-9 原資料、必須資料（治験関連文書）の喪失防止のための対策	
2. 大規模災害発生後急性期の対応	13
2-1 治験管理における大規模災害発生時の初動体制	
2-1-1 治験管理室スタッフの安否確認	
2-1-2 施設内の治験資材に関する被災状況の確認	
2-1-3 医療施設内の災害対策本部との業務調整	
2-2 大規模災害発生後の施設内での臨時診療体制、薬剤処方体制等に関する確認	
2-3 被災被験者の安否確認・被災状況確認と情報収集	
2-3-1 被験者から緊急時連絡窓口につながった場合	
2-3-1-2 被災被験者への情報提供	
2-3-3 被験者から連絡がない場合	
2-4 依頼者側への被災状況の連絡	
3. 大規模災害発生後亜急性期・慢性期の対応	15
3-1 被災被験者との連絡	
3-1-2 連絡がついた被験者との確認事項	
3-2 治験依頼者・モニターとの治験継続、中止に関する協議	
3-3 IRBの開催	

災害のフェーズと対応指針

大規模災害時には、発災後1週間以内の「急性期」、2週以降4週までの「亜急性期」、それ以降の「慢性期・復興期」に分けて対策を講じることが多いが、臨床研究や治験においては急性期と亜急性期以降で体制が大きく異なるため、「平常時」、「急性期」、「亜急性期・慢性期」のフェーズごとの対応を雛形として提示する。

1. 大規模災害に備えて平常時から準備しておくべき研究・治験管理体制

大規模災害はいつおこるか予測不可能であり、平常時からの備えが必要である。とくに治験や自主臨床研究では被験者が被災し、避難所への移動を余儀なくされることも多い。また、治験薬の逸失や原資料、必須文書の滅失も想定される。被験者の安全性確保の観点から、発災後早期からの被験者の安否確認や依頼者、モニターとの連絡体制の整備が求められる。一方、研究・治験における大規模災害時のデータの信頼性確保も平常時から備えるべき課題である。

1-1 大規模災害時の対応フローチャートの作成

大規模災害が発生すると医療機関においてはトリアージ体制が敷かれ、CRCなどの治験スタッフも対策本部の指揮下に入ることになる。CRCも院内でのトリアージのみならず後方支援を行う場合やDMATなど被災現場での救命にあたる場合など様々な事態が想定されるが、その一方で被験者の安否確認や原資料・必須資料の確保、治験薬の管理など治験スタッフとしての役割も重要である。混乱を回避するため発災直後からの業務手順をわかりやすくまとめたフローチャートは有用であり、各施設で作成しておくべきである。

1-2 大規模災害を想定した被験者のデータベースの作成

大規模災害時はCRCが自分の担当している被験者に対応できない場合も想定される。したがって、治験スタッフの誰でもがデータベースから必要な情報を得て被災被験者に適切に対応できるよう準備する必要がある。

データベースには被験者の氏名、年齢、性別、住所、電話番号、診断名、病歴サマリ、治験課題名、治験期間などの基本情報のほかに、

- ① 本人の緊急時連絡先（携帯電話番号、メールアドレス、Fax番号など）
- ② 本人に連絡がつかない場合の代替として家族または親族の連絡先（氏名、本人との関係、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等）
- ③ 被験者の安否確認、被災状況
- ④ 依頼者側のモニターや本社の緊急連絡先

などの情報を記載する。

ただし、本人に連絡がつかない場合の家族等関係者への連絡は被験者の個人情報を含むため、本人の同意書が必要である。説明書にはあくまでも大規模災害で被験者本人と連絡がつかない場合の緊急連絡用であり、個人情報保護の観点から情報漏洩を防止する手段措置を講じていることを記載する。また、家族の同意が得られない場合や、被験者本人が家族への連絡を拒否する場合も想定されるので注意が必要である。

データベースをPCなどの電子機器に保存する場合、情報漏出に注意する。また、大規模停電によりおこりうる様々な事態を想定してバックアップ、紙媒体への保存など複数の対応を準備する。

(参考事例) 東日本大震災では被験者本人と連絡がつかず、家族への連絡で本人の安否確認と居場所が確認でき、治験に関する連絡が可能となった事例もあった。

1-3 治験参加カードへの緊急時治験連絡窓口の明記

治験開始前に「大規模災害が発生した場合の連絡先登録に関する説明同意書」と緊急時治験連絡窓口の連絡先を明記した「治験参加カード」を渡し、被災後はできるだけ早く治験の緊急時連絡窓口に連絡してもらうことを説明する。

治験参加カードには治験に関する緊急時連絡窓口の電話番号、メールアドレス、および依頼者側の緊急時連絡先（コールセンター等）を明記する。

1-4 緊急時連絡窓口

大規模災害発生直後の急性期（発災後1週間）においては、治験スタッフ自身も被災したり、院内のトリアージやDMA Tでの出動など被験者からの緊急連絡に常時対応ができない可能性もある。事前に本部と調整し、一人以上は緊急時連絡窓口として被験者からの緊急連絡に対応可能な体制を作る。

1-5 大規模災害時の依頼者・モニターとの連絡方法

臨床試験（治験）においては被験者の安全性確保の観点から、大規模災害発生後の実施医療機関と依頼者側との情報共有及び連携がきわめて重要である。大規模災害が発生するとモニターの自宅待機や避難などの事態も想定される。電気、通信のインフラが復旧次第連絡をとれるよう事前に調整する。モニター自身の被災も想定し、複数の連絡方法、連絡先の調整が必要である。

通信のインフラが寸断され連絡困難となった場合にはインフラの復旧までは実施医療機関側での自律的な対応が必要となる。あらかじめ緊急時の行動基準について依頼者側と合意しておく必要がある。

大規模災害発生直後はトリアージ体制下で様々な混乱もあり医療機関側で電話対応が困難なことも想定される。医療機関への連絡は可能な限りメール・Faxを用い、治験室スタッフの負荷を軽減するよう要望しておくことが望ましい。また、医療機関・依頼者側の情報共有の記録としてもメール連絡が望ましい。

1-6 依頼者側との大規模災害時行動基準の合意

急性期には治験依頼者側との連絡が困難になることも予想され、治験実施医療機関側の自律的行動が求められる。以下の点について、あらかじめ治験依頼者側との間で合意しておくことが望ましい。

- ① 大規模災害時には治験薬の搬入が困難となることが想定される。治験薬の搬入遅延が被験者の生命予後に関わるような薬剤については治験開始にあたり必要最低限の予備薬を追加配備する（予備的治験薬の常備）。また、災害後、必要時には優先的に治験薬を搬入すること。
- ② 治験薬は治験の枠内で処方することが原則である。治験中止の場合は速やかに通常診療に切り替える。しかし、代替薬がなく、生命維持のため治療上絶対不可欠のものであれば治験の中止基準に合致していても緊急避難的に治験を継続することもありうるし、長期安全性試験への切り替えによる治験薬の継続など柔軟に対応する。ただし、これはあくまでも緊急避難であること。
- ③ 治験課題については実施困難になった場合施設長の判断で中止できること。
- ④ 大規模災害時には外部委託検査が困難な場合が想定される。代替案について事前のとりきめを行う。
- ⑤ モニターによるSDVが困難な場合の対応について。
- ⑥ 安全性情報の授受方法について。

1-7 大規模災害発生後における依頼者に連絡すべき事項についての取り決め

- ① 被験者の安否確認の有無、被災状況
- ② 当該医療施設の被災状況
- ③ 医療施設の診療機能、検査機器等の状況
- ④ 治験資材の保管状況、搬入状況

1-8 電源喪失に対する対応策（非常用電源など）

大規模災害では停電による電源喪失が発生する。可能な限り非常用電源の確保（医療施設内での優先順位の調整）を行うことも重要事項である。試験薬（治験薬）の温度管理、資材の管理については事前の備えが必要である（大規模停電時の対応については別項「計画停電・大規模停電時の対応指針」を参照）。

1-9 原資料、必須資料（治験関連文書）の喪失防止のための対策

カルテ、検査結果などの原資料や必須資料の喪失を防止するために電子カルテのバックアップや原資料・必須資料の安全な保管対策を行う。院外の遠隔地へのバックアップや医療機関との相互バックアップなど幅広く検討する（データの信頼性確保のためのバックアップについては、「原資料・必須資料・データバックアップのための指針」を参照）。

2 大規模災害発生後急性期の対応

大規模災害が発生した後の急性期は医療施設の被災、治験スタッフの被災が想定されるため、スタッフの安否確認、施設内の試験（治験）資材、原資料、必須資料の被災状況の確認が必要である。また、発災直後からトリアージ体制となる施設も多いので、発災後3日間は医療施設内でのトリアージ体制下で業務を行うことを原則とする。その後は対策本部と調整しながら被災被験者対応業務の準備を行う。CRCは被験者の安否確認を優先的に実施する。急性期においては様々な混乱や制限があるため、依頼者側との連絡は原則として電子メールを活用することが推奨される。急性期は依頼者側との連携が困難なこともあり、治験実施医療機関として自律的に行動することが求められる。

2-1 治験管理における大規模災害発生時の初動体制

2-1-1 治験スタッフの安否確認

大規模災害は夜間・休日に発生することも想定される。スタッフの緊急連絡網を整備し、治験主任（またはそれに準ずる者）がスタッフの安否と被災状況を確認する。

2-1-2 施設内の治験資材に関する被災状況の確認

スタッフは身の安全を確保しながらできるだけ早期に施設内の治験資材に関する被災状況を確認する。確認項目は原資料、必須資料減失の有無、治験資材の温度管理、保管状況、治験薬在庫、電源喪失時の非常用電源確保の有無等である。

2-1-3 医療施設内の災害対策本部との業務調整

個々の施設で対応が異なるが、基本的には大規模災害発生直後は施設内のトリアージ体制下で業務を行うことになる。すなわち、治験責任医師・担当医師は医師部門で、CRC看護師は看護部門で、またCRC薬剤師は薬剤部門として被災患者のトリアージや支援業務を行う。事務職員は災害対策本部の指示に従う。

緊急トリアージ体制が一段落した時点（概ね4日以降）で、スタッフは被験者の安否確認、試験（治験）依頼者、モニターとの連絡業務にあたる。いつから被験者の安否確認の業務に入れるかは災害の規模や医療施設の被災状況にもよるが、被災者の安全性確保の観点から、できるだけ早期に安否確認業務に入れるよう対策本部および関係部署と調整する必要がある。

スタッフが避難所等への診療支援の協力を要請された場合は診療支援を優先することになるが、被災した被験者に対応できるCRCを一人以上院内に確保するよう努める。

2-2 大規模災害発生後の施設内での臨時診療体制、薬剤の処方体制等に関する確認

大規模災害後は施設内の診療体制が日々変わるため、随時確認し、スタッフ間で情報を共有する必要がある。施設内の一般処方薬の在庫状況、卸業者からの薬品搬入状況を確認し、院内処方の期間、処方制限等を把握する。施設内で実施可能な検査の制限、外部委託検査の制限等についても情報を確認する。

2-3 被災被験者の安否確認・被災状況確認と情報収集

被災した被験者との連絡や安否確認、被災状況確認は大規模災害発生後のもっとも重要な業務である。被災した被験者が緊急時連絡先を記載した治験カードを逸失した場合でも連絡先がわかるように災害伝言ダイヤルに情報を登録する。

大規模停電が復旧する時期には被災した被験者との連絡が可能になる場合が多いが、被災状況によっては1ヶ月以上連絡がとれないことも想定される。本人との電話、メールのみでなく、家族を通じた安否確認や災害伝言ダイヤルなど多面的に安否確認を行う必要がある。

2-3-1 被験者から治験の緊急時連絡窓口へ連絡があった場合

以下の項目を聴取する。

- ① 被災者の身体的被害状況
- ② 被災者の住居や周辺の状況（電気、ガス、水道、交通などのインフラも含めて）、家族の被災状況
- ③ 自宅で過ごしているか、避難所へ避難しているか
- ④ 治験参加カード、お薬手帳の有無
- ⑤ 治験薬および併用薬の残数
- ⑥ 被災後の有害事象の有無
- ⑦ 治験のために来院が可能か
- ⑧ 今後、医療施設から連絡する際に、もっとも連絡をとりやすい方法と連絡先

2-3-1-2 被災者への情報提供

被験者への情報提供も重要である。治験の継続が可能かどうかは来院後に検討する。

被験者には以下の項目を伝える。

- ① 治験外来受診日時（被験者および担当医師との調整が必要）
- ② 当院の臨時診療体制（当院での検査が可能か、外注検査が可能か、治験薬処方が可能か、併用薬の処方が可能か）
- ③ 院外薬局の情報

2-3-2 被験者から連絡がない場合

発災後数日を経過しても被験者から連絡がない場合は治験コーディネーター（CRC）または担当医師から被験者への連絡を試みる。

本人に連絡がつかない場合でも家族や親族に連絡することで安否や居所が確認できる場合がある。

被験者に連絡がいたら2-3-1、2-3-1-2に従って被災状況、治験薬の在庫、治験外来受診が可能か等について確認する。

2-4 依頼者側への被災状況の連絡

被験者の安全性確保の観点から、医療施設側と依頼者側の情報共有はきわめて重要である。

発災後、通信連絡が可能となった時点で、依頼者側およびモニターに自施設の被災状況（スタッフの安否も含む）や津波、建物被災など周辺地域の被害状況、電気・ガス・水道・交通等のインフラの状況等について第一報を伝えておくのが望ましい。新聞・ラジオ・テレビ等では正確な情報が得られないことが多

いため、直接的に第一報を伝えることは重要である。混乱した時期での連絡業務となるため、電子メールでのやりとりが望ましい。

3. 大規模災害発生後亜急性期、慢性期の対応

亜急性期（発災後1週目以降）・慢性期（発災後4週目以降）では、自施設の初期のトリアージは終了し、被害が大きかった医療施設からの患者受入や避難所等への診療支援が始まる。停電が復旧しても水道・ガスのインフラの破壊により病院の診療機能は通常状態に復旧していないことが想定される。しかし、停電が復旧していれば被験者との連絡が可能であることが多い。公共交通機関とくにJR線の沿岸部は津波等により寸断されたり、駅舎の大規模損壊によって運休が続くことも想定される。また、ガソリンの供給不足による医薬品の搬入困難や医薬品工場の被災による生産停止などの事態も起こりうる。

亜急性期においても、被災した被験者が来院受診できるかどうかは不透明である。また、モニターの来院も困難であることが想定される。

3-1 被災被験者との連絡

亜急性期、慢性期においても被災被験者の安否確認や連絡はスタッフの重要な業務のひとつである。被災した被験者と連絡がついた場合、被験者の被災状況、服薬状況、残薬の確認、治験薬服用による有害事象の把握が必要である。また、被験者にとって連絡の取りやすい連絡手段や連絡先を確認し、継続して連絡を取りあうことが重要である。

3-1-2 連絡がついた被験者との確認事項

2-3-1、2-3-1-2に従う。

3-2 依頼者側、モニターとの治験継続・中止に関する協議

事前の依頼者側との大規模災害時行動基準の合意（1-7）に基づいて、被験者個別に担当医師および依頼者側と試験（治験）の継続や中止に関する協議を行う。

被験者の被災状況、受診可能かどうかの確認、試験（治験）薬の在庫、新規搬入の可否、外注検査の可否等様々な要素を勘案して協議することになる。安全性情報はメールを通じて共有が可能である。緊急避難的にはモニターによるSDVが遅れることや、逸脱が許容されることもありうる。

治験薬は治験の枠内で提供することが原則である。治験中止の場合は速やかに通常診療に切り替える。しかし、代替薬がなく、治験薬の中止が生命維持に重大な影響を及ぼすものであれば中止基準に合致していても生命維持のため治療上不可欠の条件をもって緊急避難としての治験の継続もありうる。また、長期になるようであれば長期安全性試験への切り替えによる治験の継続など柔軟に対応する。とくに希少疾患に関しては治験薬の中止が重大な影響を及ぼすことも想定され、より柔軟な対応が求められる（希少疾患、医師主導臨床試験については別項「希少疾患を対象とした医師主導型治験における大規模災害時対応について」を参照）。

治験の実施体制等に問題があり、治験の継続が困難な場合には、被験者に治験継続の希望を確認し、希望する場合には当該試験（治験）を実施中の他施設へ移管することを検討する。なお、その際には以下の点に留意すること。

- ① 治験の継続が困難になった理由について記録を残すこと
- ② 他の施設に移管する場合、被験者の受け入れについて倫理的・科学的に問題が無いか移管先施設のIRBにおいて審議されること。また、可能であれば移管することについて倫理的・科学的に問題無いか元の施設のIRBで審議すること。
- ③ 移管先の施設において情報の引き継ぎが可能であること。

3-3 IRBの開催

交通機関の寸断によりGCPで規程された委員が揃わない場合であっても医学、歯学、薬学等の臨床試験に関する専門的知識を有する者が出席できる場合または意見聴取が可能な場合には安全性情報の検証と当該治験の継続可否について審議する。その場合には緊急的に対応したことについて記録を残し、後日、規程の委員が参加できる状況になった際にその旨を報告する。

また、IRBの開催が困難であり、今後、IRBの開催が見込めない場合には、実施医療機関の長は新たにIRBを選定することが可能である。その際には以下の点について留意すること。

- ① GCP第27条第1項2に基づき運営できなくなった理由及び対応について記録を残すこと。
- ② 実施医療機関の長は必要時新たなIRB設置者と契約すること。また、治験依頼者にIRBが変更されたことを連絡する。
- ③ 治験依頼者は、実施医療機関の要件を再確認すること。
- ④ 新たなIRBにおいて、治験を継続審査することについて倫理的・科学的に問題ないか審議すること。
- ⑤ 治験責任医師等は、被験者にIRBが変更されたことを説明する。なお、口頭で同意を取得した場合にはその旨を記録し、後日、新たなIRBに関する情報が記載された同意説明文書を交付すること。

[資料2]

希少疾患を対象とした医師主導型治験における大規模災害時対応について

(素案)

1. 基本的な考え方

「希少疾患を対象とした医師主導型治験における大規模災害時対応」は、基本的には本研究で検討を行っている「臨床研究・治験における大規模災害時の対応」に大きく依存し、その中で、「対象疾患が希少疾患であること」、「実施形態が医師主導型治験であること」という特異的な条件に起因する特別な対応が付加されると考えられる。

したがって、本稿においては上記の特異条件に関して考慮すべき事項を列記し、基本となる対応指針と併せて利用することを想定し、対応を作成した。

2. 大規模災害時の対応

2-1 対象疾患が希少疾患であることに伴う対応

2-1-1 医師・医療機関に関して

- ・希少疾患の場合、疾患の種類によっては診察できる医師、医療機関が極めて限られる可能性がある。被災時、近隣の医師、医療機関ではフォローが困難ということも想定されるので、その場合の代替プランを策定しておく必要がある。
- ・また、上記の代替プランについては、必要時に被験者もアクセスできるようにしておく必要がある。
- ・このような場合、遠隔診療が可能であれば、活用することも考えられる。
- ・治験の中止・脱落もやむを得ないので、その基準についても事前に考慮しておく必要がある。（製薬協の指針（もし、あれば）が参考になると思われる。）
- ・検査についても、特殊な検査が必要な場合、その実施の可否、代替手段の検討が必要である。
- ・治験担当医師が極めて限られることから、これらの医師が救援等に従事し、院外に出た場合、当該施設において治験の継続が可能であっても、治験担当医師が院内にいない状況が生じ得る。このような場合、治験担当医師の代替についても考慮しておく必要がある。

2-1-2 治験薬に関して

① 市販品による適応拡大の場合

- ・他の治験と同様、市販品への切り替えを可能にする等で対応は可能となる。
- ・盲検化されている場合、緊急開錠し、実薬／プラセボに応じて対応は可能である。

② 全くの新規物である場合

- ・非常時用の予備薬を備蓄することも考えられる。ただし、輸送の問題がある。また、備蓄センターから被験者への直接交付についても検討しておく必要がある。
- ・医療機器の場合は、消耗品の供給に関して薬と同様の課題がある。
- ・製造者がベンチャー企業で小規模である等の理由により、被災の結果、治験薬等の製造・供給そのものが不可能になる可能性がある。その場合は治験そのものを中止する以外にないかもしれない。

2. 医師主導型治験に伴う対応

2-1 医師・医療機関に関して

- ・多くの課題は通常の企業依頼治験と変わりないと考えられる。
- ・特に異なる点は、保存を必要とする治験関連文書等であるが、保存文書のバックアップという点では医師主導型治験に特異的とは言えない。
- ・医師主導型治験では治験責任医師に大きな責務がある。治験責任医師が被災等により急に治験に従事できなくなる事態も考えられるが、その際の取り扱いも医師主導型治験に特異的とは言えない。

2-2 治験調整事務局に関して

- ・医師主導型治験における調整事務局での役割は極めて大きい。調整事務局で保存しているデータ等のバックアップについては災害対策を施しておく必要がある。
- ・治験調整事務局が被災し、その業務が継続できなくなった場合に備えた計画が必要である。調整事務局とは離れた地域にある参加施設のどこかが代替するなど、事前の取り決めが必要となる。

[資料3]

臨床研究、治験における大規模災害による計画停電・ 大規模停電への対応マニュアル

（素案）

1. 大規模災害による計画停電への対応

計画停電の際は、計画停電の場所によって治験に及ぼす影響は異なる。治験実施施設側として計画停電による影響が及ぶ範囲としては、1) 被験者の居住地区が計画停電になった場合、2) 治験実施施設が計画停電となった場合である。

治験依頼者及び登録センター等の所在地が停電になった場合については、治験依頼者側のマニュアルを参照のこと。

1-1 被験者の居住地区が計画停電となった場合

計画停電時の影響が懸念されることとして、被験者が自宅で治験上必要な電子的なデバイス（電子日誌や医療機器）を使用している際、機器が正常に作動するか否か等の点がある。停電により影響を受ける機器を使用している場合は、事前に治験依頼者と協議し、あらかじめ（機器を被験者に最初に手渡す際に）対応方法を説明しておく必要がある。

被験者がプロトコル上規定の来院日（治験薬投与日）などに計画停電が生じた際にも影響が及ぶ可能性がある。計画停電等で交通機関が遮断され、来院出来ない場合には、来院許容範囲内で次回来院日を調整する。また治験薬の残薬数や併用薬の残数なども聴取し、来院を調整する必要がある。薬剤等が足りない場合は、依頼者や主治医等と対応方法を協議する。

1-2 治験実施施設が計画停電となった場合

治験実施施設が計画停電となった場合の影響範囲としては、被験者の規定来院日やSAE対応、治験薬や機器の保管の温度管理、スタッフの出勤が不可能な事態、IRBの開催が予定されていた場合、治験依頼者の訪問予定（SDV等）があった場合等である。

1-2-1 被験者来院がある場合

可能な限り来院許容範囲内での来院日の変更調整を行うべきである。それが不可能な場合は、医療機関の診療体制が停電時の場合でも対応可能か関係各部署へ確認する必要がある。例えば、診療だけではなく、治験上必須の検査の実施が可能か否か、集中測定用の血液検体の処理が可能か、発送が可能か等も確認が必要であり、また治験依頼者とは事前に以下の点を打ち合わせておく必要がある。

停電下（PCやインターネットが使えない場合等を想定）での

- ① 被験者登録の方法
- ② 治験薬の割付方法
- ③ 医療機関内で検査等が実施できない場合の対応
- ④ プロトコルごとに予測される停電時の問題点
- ⑤ SAE報告方法